

素形材産業に関する適正取引推進の取組について

平成 27 年 6 月
経済産業省

1. 素形材産業取引ガイドラインの改訂について

(1) 素形材産業取引ガイドライン

- ◇素形材産業（鋳造、鍛造、金型、金属熱処理等）は我が国ものづくりを支えるサポーターティング・インダストリーであるが、多くの中小下請企業からなり、取引上の立場が弱い。
- ◇このため、下請企業と取引先との間で適正な取引が行われるよう、業種別に「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定。ベストプラクティスや、下請代金法等法令上問題となり得る取引事例等を分かりやすく、具体的に記載。「素形材産業取引ガイドライン」は平成 19 年 3 月に策定。

(2) ガイドラインのフォローアップ及び改訂

- ◇昨今のエネルギー価格の上昇や海外展開の進展、さらには平成 26 年 4 月からの消費税率引上げなど新たな取引環境の変化に対応するため、平成 26 年 3 月に素形材産業取引ガイドラインを全面改訂。
＜主な内容＞
 - ・ エネルギー価格の上昇等経営努力を超えるコスト増に係る合理的な価格設定（適正な価格転嫁）に関する事例、ベストプラクティス
 - ・ 補給品の支給価格、型保管費用の負担等に関する事例、ベストプラクティス
 - ・ 一方的な価格決定、原価低減要求など取引価格の設定に関する事例、ベストプラクティス
- ◇平成 26 年 3 月の全面改訂後、業界団体毎に合計約 1,800 社に対してフォローアップ調査。こうした調査結果に加え、自動車メーカー、一次サプライヤー及び部素材業界団体の代表、学識経験者等で構成される研究会における議論の場を踏まえ、本年 3 月に再改訂。
- ◇エネルギー価格の上昇を巡る取引のあり方を中心に、さらなる事例の具体化、ベストプラクティスの追加等ガイドラインの内容を充実化。

◇今後、改訂内容について説明会を開催するなど普及広報活動に注力するとともに、引き続きフォローアップを実施。

2. 経済産業大臣からの要請等及び下請代金法等に基づく厳正な監視・取締り

(1) 経済産業大臣からの要請等

- ◇平成 26 年 10 月、経済産業大臣名で約 20 万の親事業者及び 745 の業界団体に対して、適正な価格転嫁が行われるよう文書で要請。
- ◇また、本年 1 月、下請構造を有する業界団体（127 団体）に所属する企業（約 1 万 9 千社）に対して、原材料・エネルギーコスト増加分の価格転嫁状況、取引価格の決め方の好事例・転嫁困難事例等を調査。

(2) 下請代金法等に基づく厳正な監視・取締り

- ◇下請事業者が下請取引ガイドラインに沿った取引を要請したにもかかわらず、親事業者が協議に応じず、一方的に取引価格を据え置くなどの行為があれば厳正に対処。
- ◇昨年度は、下半期に約 500 社の大企業に対して、下請代金法に基づく立入検査を集中実施。今年度も引き続き実施し、上半期に約 500 社の大企業に対し立入検査予定。
- ◇加えて、全国で約 500 回の下請代金法等に関する講習会を開催し、発注者・受注者それぞれに対して、下請取引ガイドラインの周知徹底を図る予定。